

新型コロナウイルス感染症対策の強化

3日夜、ムシーシー首相は新型コロナウイルス感染症対策の強化策について、下記を発表しました。今措置は5日から2週間適用される由です。一方、同首相は現時点で完全な外出禁止の発令は行わないとしています。

- ・公務員について一部の死活的業種（軍、警察、医療、教育等）を除く労働時間短縮兼2交代制(10/6～10/31)
- ・全ての閉鎖空間及び公共交通機関におけるマスク着用の徹底（12歳以上）
- ・全ての種類の集まり、公私を問わない式典の禁止
- ・全ての空間、教育施設における予防措置の厳格な徹底
- ・劇場、映画館、娯楽施設の閉鎖
- ・新型コロナウイルス感染症の労災認定
- ・感染状況に応じた一部地域における2週間の部分的外出禁止の適用
- ・教育機関における業務続行を保証、予防措置の徹底
- ・外出禁止措置のとられるエリアにおける全ての場所でマスク着用義務

ムシーシー首相は、各県知事に情勢に応じて地域的な外出禁止措置や夜間外出禁止令の適用を指示しています。現在、次の地域で夜間外出禁止令が適用されています。

- ・スース県 10月1日から15日まで、20時から5時
- ・モナステール県 10月1日から15日まで、20時から6時
- ・シディブジッド県（シディブジッド市等）10月1日から2週間、20時から5時

感染症対策は状況に応じて急遽変更されますので、メディア等で最新情報をご確認ください。

チュニジア国内での新型コロナウイルス新規感染数及び死者数例は急増しています。引き続き感染予防にご留意ください。

感染した場合の対応等について、当館ホームページに掲載していますので、参考にしてください。万が一感染が判明した場合は当館にご一報いただくようお願い致します。

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.tn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

たびレジ変更・解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.htm>

令和2年10月5日在チュニジア日本国大使館

9, Rue Apollo XI, Cite Mahrajene, 1082 Tunis, TUNISIE

電話 : +216-71-791-251/ 792-363/ 793-417